

第2回長野県市町村合併審議会 議事録

- 開催日時 平成19年8月8日(水) 13時30分～
- 開催場所 県庁 3階 特別会議室
- 出席委員 横道会長 市川委員 伊東委員 小林委員 佐々木委員 鷺見委員
高橋委員 母袋委員
- 県出席者 浦野総務部長 山本市町村課長ほか

1 開会

(田中 市町村課企画幹)

お待たせいたしました。定刻となりましたのでただいまから第2回長野県市町村合併審議会を開会いたします。委員の皆様にはご多忙中のところお集まりいただきましてまことにありがとうございます。

本日、西塚委員さんと沼尾委員さんから所用のため欠席させていただきたいというご連絡をいただいております。また小林委員さんですが少し遅れるという連絡をいただいておりますのでご報告を申し上げます。

本日の審議会は概ね4時終了を目途にさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは最初に浦野総務部長からごあいさつ申し上げます。

2 総務部長あいさつ

(浦野 総務部長)

総務部長の浦野でございます。一言ごあいさつを申し上げます。本日は第2回長野県市町村合併審議会開催いたしましたところ、委員の皆様におかれましてはお忙しい中ご出席賜りまして誠にありがとうございます。4月の第1回目の審議会では、合併新法の概要、あるいは市町村合併の進捗状況など説明申し上げました。その上で本県におけます構想策定に関わる基本的な考え方についてご確認いただいたところでございます。

その4月以降でございますけど、市町村合併に関連しまして、さまざまな動きが出てきております。一点挙げますと、県内では去る6月25日に清内路村が村の合併問題研究会の最終報告書、あるいは議会の決議を受けまして、阿智村に対しまして、合併協議の場の創設を申し入れております。また国においては、この7月の始めに地方制度調査会に対しまして、首相が合併を含む市町村の基盤強化などについての諮問を行っております。22年3月末を期限とします、今の合併新法後の市町村のあり方に関する検討が本格的にスタートしたところだろうと思っております。昨日小委員会が開かれたというような報道がなされておりますけれども、県といたしましては、これらの動きを注視しながらも、これからの市町村の望ましい姿や市町村合併に対する県の役割といった事柄につきまして、審議会の皆様のご意見を伺いながら検討を進めてまいりたいというふうに考えております。本日は地方分権に関わる国の動きやあるいは市町村の行財政の状況、また県内の市町村の結びつきの状況といったことについてご説明申し上げますので、是非忌憚のないご意見を賜り、合併に関する議論が更に深まりますようお願い申し上げます。本日はご苦労様でございます。

(田中 市町村課企画幹)

それではこれより議事に入らせていただきますが、進行につきましては、当審議会の条例第5条に基づきまして、横道会長さんをお願いいたします。それではよろしくをお願いいたします。

(横道会長)

それでは、ここから私が議事進行をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。本日は、議題はお手元に配布されているとおりでございます。いろいろ盛り沢山の資料が用意されておりますので、時間も4時を目途ということで、必要があれば途中休憩を挟みながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。それではまず始めに、議事の内容、資料の概要などにつきまして、事務局の方から説明をお願いしたいと思います。

(山本 市町村課長)

市町村課の山本でございます。よろしくをお願いいたします。それでは本日の議事の流れについて説明させていただきます。本日の議事の流れ、それから併せてお手元に用意してございます資料の確認をさせていただきますと存じます。よろしくをお願いいたします。

まず、前回の審議会では法律・条例に係る合併審議会の設置につきまして、国・県における市町村合併の状況につきまして、また構想策定に係わる基本的な考えについてご審議をいただきました。さらに事務局より提出させていただきました、今後、「審議会において審議いただきたい事項」、「審議スケジュール」につきまして資料を付けさせていただいておりますけれども、別添のとおり確認をさせていただきました。その中で本日の第2回目の審議会といたしましては、「市町村を取り巻く状況」と「県内市町村の行財政運営」につきましてご議論をしていただくということでお手元に資料を用意させていただいております。ここでの議論を踏まえまして次回の第3回審議会以降で審議を予定しております、「市町村の望ましい姿」、「市町村合併の必要性」及び「県の役割」につきまして議論を進めていただければと考えております。

次第に沿って説明させていただきます。

本日は、まず議事の1「市町村を取り巻く状況」といたしまして、大きく分けて3点につきまして資料を用意させていただいております。

資料の1でございますが、「地方分権の推進」についてでございます。ここでは地方分権改革推進法につきまして、また、市町村合併、道州制さらには三位一体改革の関係等につきまして、国の動向を中心に整理した資料でございます。

資料の2でございます。「人口減少と少子高齢社会の進展」ということで、国立社会保障・人口問題研究所がシミュレーションいたしております推計人口をもとに本県及びに県内市町村の人口動態につきまして資料を用意させていただいております。

続いて「広域的な行政需要等の課題」に関する資料でございますが、これにつきましては、第1回目の審議会におきまして横道会長さんの方からご要望のございました資料など2点でございます。まず資料3でございますが、「市町村の結びつき」について、日常生活圏と行政の一体性を示す資料を用意させていただいております。なお、このうち市町村の結びつきに係るクラスター分析につきましては、当審議会の驚見委員さんに多大なご協力をいただいております。後ほどご説明をしていただきたいと思います存じますが、この場をお借りしましてそのご紹介と改めて御礼を申し上げます。ありが

とうございました。

資料4でございますけれども、「歴史的地域区分」としまして明治期前後の統治の姿から、歴史的な繋がりにつきまして整理した資料を用意させていただいております

以上が議事の1についての関係資料でございます。

続いて議事の2「県内市町村の行財政運営の状況」についてでございますが、ここでは関係する資料を資料5としてまとめさせていただいております。内容といたしましては、行政改革の状況としまして、職員数それから人件費の状況に関する資料、市町村の財政状況につきましては、国の長期債務の状況等を踏まえまして、県内市町村の主要財政指標の推移等に係る資料を用意させていただいております。

最後に議事の3「その他」として3点用意させていただきました。

1点目ですが、本年4月に県内市町村に対しまして、「今後の行財政運営に関するアンケート」を実施いたしました。この集計結果を資料6としてまとめております。

2点目でございますが、資料7「市町村合併に向けた動き」についてでございます。第1回審議会でも同様の資料を提出させていただきましたけれども、その後の動きを追加させていただいております。

最後になりますが資料8「市町村合併に係る審議会の全国状況」に関する資料でございます。こちらは第1回審議会におきまして、伊東委員さんからお話ございました内容にお答えするものでございます。

以上につきまして、順次説明をさせていただきたいと存じます。よろしくご審議のほどお願いいたします。以上でございます。

3 議 事

(1) 市町村を取り巻く状況について

① 地方分権の推進

(横道会長)

盛り沢山の資料であります。それでは順次資料1から順番に内容、中身について事務局の方から説明をいただき、その上で皆様方にご質問とかご意見とかをいただくと、こういう進め方で進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

ではまず最初に、資料1「地方分権の推進」、これについて中身を事務局の方から説明をお願いいたします。

(玉井 市町村課まちづくり支援係長)

— 資料1により説明 —

(横道会長)

はい、どうもありがとうございました。若干私から補足してくれとのことですので、2枚目の今後の方向性のところをご覧いただきたいと思っております。いろんな委員会ができて、その関係がややこしい部分があるのですが、おそらく国の考え方としては地方分権改革推進委員会というのは、地方分権関係を主にやると、したがって、国と地方の関係、国と自治体との関係は地方分権改革推進委員会の方が重点的にやりますよと。国と地方自治体との役割分担とか国の義務付けの緩和の問題とか、それに対応した税財源のあり方、税財政制度の見直しというのは主に地方分権改革推進委員会が担当していこうとい

うことであります。一方それに対応した地方自治制度と申しますか、基礎自治体のあり方とか都道府県制度のあり方とか議会のあり方、内部の制度と申しますかシステムについて、第 29 次の地方制度調査会が担当するであろうと、そういう役割分担で動いていくのではないかと考えております。地方分権改革推進委員会の方は、基本的な考え方というのをすでに出しておりますけれども、今後秋に中間報告を出すということでもありますので、その中間報告に向けてどういう議論がなされて、どういう中間報告が出されるかというのがひとつの大きな節目ということになってくるだろうと思います。いずれにしても方向性としては、更なる地方分権を進めるということでもありますので、自治体の自由度を高め、一方でその代わりより自立を求めるという方向性で、役割分担、それから関与のあり方も見直しますし、それに対応した財政制度を見直していくべきであるという方向での考え方が示されるのではないかと考えております。具体的にどういう形になっていくのかというのはこれからの議論になっていくのだろうと考えております。それから第 29 次の地方制度調査会は昨日開かれたのかな。開かれたばかりでして、中身としては今言いましたように、地方分権改革推進委員会の方は国と地方のあり方、それに対して地方制度調査会はそれを受ける側の自治体の体制とか、自治体の運営の仕組みのあり方とかそういうものを検討していくということになるのではないかと考えております。その中で当然基礎自治体のあり方についての議論がひとつの中心になっていくであろうということでもあります。方向性としては分権時代ということでもありますから基礎自治体の行財政基盤の強化を図るべきではないかということになっていくのではないかと。いずれにしてもそれは基礎自治体重視という考え方で、分権の流れと並行して進んでおりますので、そういうところも議論されるのではないかということです。一方道州制の方はおそらく地方制度調査会では議論されなくてですね、道州制ビジョン懇談会とかありますので、昨日の会議についてはまだ確認していないのですが、多分道州制は入っていない、道州制はすでに第 28 次で答申しておりますし、しかも道州制ビジョン懇談会というものがありますので、道州制はこちらでビジョン策定を行って、道州制ビジョン懇談会の方はそこに書いてありますように道州制の理念や大枠などについて中間報告を出すという、そういう動きかなというふうに見ております。ただし、まだ地方制度調査会は始まったばかりでありますので、場合によってはその中の意見で新しく論点加わったりする可能性もあるのではないかとそういうふうに思っています。

私からの説明は以上です。それでは今の地方分権の推進について、ご質問やご意見がありましたらどうぞお願いします。

(高橋委員)

これから市町村合併を考える場合、これまで市町村合併をしたところもそうですが、地方分権あるいは三位一体改革などについて市町村間で交わされている意見などについて若干申し上げてみたいと思います。地方分権について、事務の権限移譲についてはあまり権限ばかり移譲されても財政力がないから困るとか、あるいはあまりたいしたことないような権限ばかり移譲されても意味がないだとかいろいろと言われていますが、権限移譲の問題はさておき、市町村の場合、法定受託事務以外はすべて自治事務ということですが、そのほとんどが法令に基づいたものでどのくらい自由度があるかといえなかなかないのではないかと考えております。よって地域の実情に合わないようなことをやったり、やらなくていいようなことまでやったり、やりたいことがやれなかったり、自治体がだんだん大きくなればなっちもさっちもいなくなるような、地域住民の立場としてはあり得るのではないかと危惧するわけがあります。考えてみると、例えば介護保険についても農政の事務についてもほとんど法令によって実施

するもので、あまり自由度が見受けられません。ウチではこんなこと合わないものなのだと思ってもやらざるを得ない。これが県の段階でも意識されているのか、地方自治法の第2条第13項には法令に基づく事務でもそれが自治事務である場合には地方公共団体の実際の状況を加味して運用されなければならないと書いてあるにもかかわらず、この規定がさっぱり生きていない。依然として中央集権的な法令解釈というかそういうことがまかり通っているようなことが感じられるわけです。こうしたことが小さい町村の場合でも感じるわけですが、これが合併してより大きくなればなおさら実情に合わないようなことが取り上げられなくなったり、通じなくなったりするのではないかという危惧があります。この辺を意識的に県も国も取り上げてもらわないと地方自治体は地方分権の意義というかメリットを実際はそんなに感じられないということがひとつにあり、それが即、自治体の財政にも影響するものでもあります。財政力がある・ないは、これは収入と支出の相関関係で、いくら金があっても無駄使いをすれば財政力はなくなって、若干裕福なときに借金したからどうにもならないとか今多くの自治体はそんな状態になっているのですが、収入が少なくても支出を有効に使っていけば、必ずしも収入が少ないのが、財政が悪いということには繋がらず、これはあくまで歳入と歳出のバランスの問題ですから我慢するというのは変な言い方ですが基本的にはそういうことだと思います。ただ事務の自由度がないために不要な金を使わなければいけないという仕組みがこれまでもあったし、こういうものがなかなか信用されないというかまだまだ懐疑的な面がひとつにあるというのがこの問題に関してでございます。

(市町村課 山本課長)

一般論になってしまいますが、今高橋委員さんのお話にありました自由度がないという点ですが、これについては先ほど会長から話がありましたように、地方分権を進めていく上で大事なことは、各自治体の自由度を高めていくということであり、これが大きな課題かと思えます。ただし現状をみますと、法律の面や補助金、組織の面等で、その自由度は言われているよりはなかなか確保できないというのが現状かと思えます。ただこの自由度を確保するために必要なことは、それに応えていくだけの地方自治体としてのしっかりとした基盤がなくてはならないと。地方分権のために権限移譲の話があっても、一方で現実の問題として行財政基盤がまだ十分ではないから全部は困ると、これは一面では権限は来たけど財源は来ない等々いろいろとあると思えます。ですから自由度を確保すること、それから権限に見合った財政の確保をすること、この辺をこれから大きな課題として検討していくべきではないかなと思えます。現状ではどうかと言われると高橋委員さんご指摘のとおりまだまだ不十分な点が多いのではないかと考えております。

(横道会長)

私から補足します。地方分権改革推進委員会で今話のありました自由度の問題が非常に大きな論点であって、中間報告でどの程度突っ込んだ改革の方向性が示せるのかというのはひとつの大きな問題であると私も考えておりました注目しております。

(高橋委員)

今市町村課長が、基盤がないから自由度を与えられないというようなことをおっしゃいましたが、基盤がないからこそ自由度を増してもらわないと。合併してかなり行財政基盤がある市も、そんなにないという市も町村もあるわけですから、それなりに自分たちでやっていかなければいけないのですが、

この自由度がないということになると無駄というか、やりたくないことまでやらなくてはいけないというのは困るわけです。行財政基盤は一律でないからこそ、地域の実情にあった自由度を増したものにしてもらわないと自治体は生き生きとやっていくことができないのではないかとというのが私の意見です。

② 人口減少と少子高齢社会の進展

(横道会長)

他によろしいですか。では次に資料2「人口減少と少子高齢社会の進展」について説明をお願いします。

(伊藤 市町村課まちづくり支援係主査)

— 資料2により説明 —

(横道会長)

なかなか厳しい内容の資料ですが、資料2についてご質問とかご意見等ございましたらどうぞ。

(市川委員)

よろしいですか。年齢別の区分ですが、生産年齢人口のところで15歳～64歳となっていたのですが、今現実的に15歳で働いているかという問題で日本の就職年齢というか働きだす実年齢とちょっと相違があるというか、明治の頃の区分のようですが。

(横道会長)

これはご意見ということですね。

(市川委員)

はい、そうです。

(市町村課 山本課長)

市川委員さんのお話のごもつともなのですが、今までの経過をみるという意味で従来の統計の区分を使わせてもらったのですが、国勢調査はこの区分でやっておりますのでそれを活用させていただきました。

(高橋委員)

よろしいですか。一般的な手法としてこのような調査を活用することは結構なことだと思いますが、ただ長野県の高齢化率が高いというのは長寿県なんです。これから今の若者たちが長生きできるか、弱体化しているようなことも言われます。そうすると総体的な人口はガクッと減って高齢化率はそれほどでもないということになるかもしれない。非常に長生きしている現状が続けばこうなるということかもしれませんが、あまりこのとおりになるということに固執するのどうかなと思います。

(横道会長)

30年先が本当にこのとおりになるかということこれはなかなかないと思いますが、大きなトレンドとしては基本的に踏まえておかなければいけません。一方で今おっしゃられたようなことは留保しておくということでしょうか。ではよろしいでしょうか。時間の関係もございますので次に移ります。

③ 広域的な行政需要等の課題

・市町村の結びつきについて

(横道会長)

議事の1の②広域的な行政需要等の課題についてですが、最初に資料3の市町村の結びつきについてお願いします。

(伊藤 市町村課まちづくり支援係主査)

— 資料3のうち 「1 市町村の結びつき」と「2 生活圏の拡がり」について説明 —

(横道会長)

はい、どうもありがとうございました。事務局から説明があったクラスター分析ですが、市町村の結びつきに係る様々な指標を図面に落としても個々の単位ではなんだかわからないので、クラスター分析という手法を使ってやってみてくれないかと私から事務局にお願いしました。その結果として事務局と鷺見委員さんのSCOP様の協力をいただきました。そこで鷺見さんからクラスター分析とはどういうものかということについて、もう少し説明をいただいた上で事務局からその結果についての説明をお願いしたいと思います。それでは鷺見委員さんよろしくお願いします。

(鷺見委員)

それでは資料の32・33ページを使わせていただきまして、クラスター分析がどういう分析であるか、どのような分析の仕方をしているのか説明いたします。

まず最初ですが、クラスターとは集団や群れを指すとの説明がありましたが、クラスター分析とは似ているもの同士、様々な個体の類似性を把握していくための手法で、基本的には学術分野、例えば生物学とか言語学でよく使われています。生物学で言いますと、○○類○○科○○目というように図鑑等に示されておりますが、生物の特徴などを挙げて分類していくとか、言語でいうとその体系やあるいは方言、いろんな国の言葉がどのように進化してきたのかということを確認するときなどに使われております。非常に汎用性が広い手法でありますので、様々なものの分類に用いられているというのが現状です。そうしたなかで全国においても市町村の類似性をみるときにこの分析が使われています。

結果の見方ですが、32ページの右上にデンドログラム(樹形図)というトーナメント表のようなものが示されていますが、最終的にはこういった図で示したものが結果となります。今AからEの市町村が並んでいますが、樹形図が結びついているところが左側に近いほど、その結びつきが強いということで、つまりC町・D村とA市・B町で比べたとき、C町・D村の方の結びつきがより強いということを表しています。先ほどの13指標のデータを客観的に計算していった結果、このような形で出てくるということで、誰がやっても同じ結果になるというのがこの手法の特徴といえます。今回は13の指標を使っておりますけれども、他にもいろんな指標を使う可能性はありまして、どんな指標を使っても必

ずひとつの結果は出てくるわけですが、その指標については何を選ぶのかということが非常に重要になります。今回は 13 指標ということでそれなりの結果になっておりますが、より妥当性を高めるためにはいろんな指標をみていく必要があります。

次に分析の方法ということで、どういった数学的な処理をしているかについて簡単にご説明したいと思います。分析に用いるデータということで 32 ページの表 1 に例示として簡略化した表を示してあります。実際は、縦に 81 の市町村が並び、横には左から右にかけて先ほどの 13 指標がそれぞれ並んだ形となっております。例えば A 市で見えますと通勤圏 10%以上では、A 市と H 村に 10%以上の人が通勤しているといえますし、また広域連合でいいますといくつかの広域連合のうちで A 市は V 連合に属していると、ごみ処理にしても同様です。このようにすべての 81 の市町村につきまして、13 の指標に基づいてどこに属するかということを表のとおり「0」と「1」ですべて分けて整理いたします。これが最終的には横に 600、縦に 81 並ぶということで、非常に大きな表になるものですからコンピュータで処理します。そのコンピュータがどのように類似度を計算したかというのが、32 ページの (2) 類似度の求め方に示してあります。Jaccard 係数というものを算出していくわけですが、これがいわゆる類似度を表す係数でございます。これが高ければ高いほど市町村間の結びつきが強い、似ているもの同士ということになります。右下に Jaccard 係数の式が示してありますが、ふたつの市町村を取りだして、ここでは A 市と H 村が例として挙がっていますが、このふたつの市村の類似度を見ていきます。どちらかに「1」が入っているところを取り出します。これが分母になります。そのうちの両方ともに「1」の部分、共通している部分、例えば同じ広域に入っているとか同じように通勤圏 10%以上ですとか、このように両方ともに「1」の部分が分子になります。こうしてそれぞれの類似度を算出していくことができます。これをすべての市町村について計算をしていくのが第 1 段階となります。

続いて 33 ページの (3) 分析の手順ということで、係数をそれぞれの市町村について出しますと表 3 のようになります。このなかの類似度が最も高いものをクラスター、集団というか群にしていきます。この表 3 の中では D 町と G 町というふたつの町の類似度が高いということでこれをピックアップいたしまして、このふたつをひとつのグループという扱いをして、その上で再計算し、類似度が高いところをひとつのグループにしていきます。これを繰り返していきますと、個々の市町村だけでなく、グループとある市町村、またはグループ間の類似度をみていくということになりまして、これを繰り返していくことで最終的には 81 の市町村がひとつのかたまりになるということになります。

今回の例を樹形図に落とすとどうなるかというのが 33 ページの下に示されていますが、このようにひとつずつ繰り返すことによって数学的にその類似度の高さを算出していく、これを図に示してわかりやすくするというのがクラスター分析の概要ということになります。

34 ページ以降に実際に計算を行った結果として樹形図とその経過が添付されていますので参照いただければと存じます。以上で説明を終了させていただきます。

(横道会長)

どうもありがとうございました。それでは分析結果について事務局から説明願います。

(市町村課まちづくり支援係 玉井係長)

— 資料 3 のうち 「4 クラスター分析結果」と「5 クラスター分析における統合工程とクラスター間の係数」について説明 —

(横道会長)

はい、コンピューターを使った作業でなかなか大変だったと思います。ご苦労様でした。

ただいま説明がありました資料3「市町村の結びつき」につきましてご質問やご意見がございましたらどうぞ。

(横道会長)

鷺見さん、通勤圏 10%と 20%を2回使ったということは得点を加えたみたいな形という理解でよいでしょうか。

(鷺見委員)

はい。いくつか重ねた方がより正確な結果が出るということです。

(高橋委員)

35 ページの表の左の段階とはどういうことですか。

(鷺見委員)

段階とは全部で 80 段階あるのですが、ひとつずつ結びつけていった結果、80 回繰り返して最終的に全部がくっついたという段階を示しているものです。

(横道会長)

先ほど説明のあったようにほぼ広域の圏域で分かれているという結果ですね。

(鷺見委員)

そうですね。

(高橋委員)

非常に興味のある資料です。ある意味で住民が一番不安になっているのは、日常生活圏というのは高齢化するにしたがって全ての生活ということになると狭くなっていると思います。一方で社会的な経済文化圏というのはどんどん広がっていて、よって日常の生活圏と社会経済文化圏というのはかなり乖離しているというか広がりをもっているのです。若者は良いが高齢なればなるほどこれを一致させるとか接近させるとか、そういうことが非常に課題になってくるのではないかと思います。国もそういうところを考えないと、例えば買い物はこのエリアに行っているからと全て安心できるかという割切れないものがあるのではないのでしょうか。情報通信網の整備で離れていても個人の生活圏をもっと広げていくということも考えられるのですが、町村の場合、情報通信関係の基盤整備が遅れていて携帯電話ですら通じないところもあります。デジタル化になったときにはテレビも観られなくなるといった危機感をもっているところもあるのでそういうことも考えていかなければいけないと思います。意見としてです。

(横道会長)

他にございませんか。よろしいですか。ここで10分ほど休憩をとらせていただきます。

—（休憩後 再開）—

③ 広域的な行政需要等の課題

・ 歴史的地域区分について

（横道会長）

それでは会議を再開します。次に広域的な行政需要等の課題の2番目として「歴史的地域区分」について事務局から説明願います。

（玉井 市町村課まちづくり支援係長）

— 資料4により説明 —

（横道会長）

どうもありがとうございました。こちら私からお願いして、信州は信州なんですけれど、これまでどういう経過で現在の市町村が成り立っているのかといった資料でございます。これにつきましてご質問やご意見はございますか。よろしいですか。

（2）県内市町村の行財政運営について

（横道会長）

では、次に資料5「県内市町村の行財政の状況」について事務局から説明をお願いします。

（小林 市町村課まちづくり支援係企画員）

— 資料5により説明 —

（横道会長）

はい。ただいま説明のありました資料5についてご質問、ご意見はございますか。よろしいですか。

（3）その他

① 市町村へのアンケート結果

② 合併に向けた市町村の動向

③ 市町村合併に係る審議会の全国状況

（横道会長）

それでは次に議事の最後のその他ですが、資料6「市町村のアンケート結果」、資料7「合併に向けた市町村の動向」、資料8「他県の審議会の状況」、これらについて一括して説明願います。事務局よろしく願います。

（小林 市町村課まちづくり支援係企画員）

— 資料6により説明 —

(玉井 市町村課まちづくり支援係長)

— 資料7及び8により説明 —

(横道会長)

はい。ただいま説明いただきました資料6～8についてご質問、ご意見等ございましたらどうぞ。では、全体を通していかがでしょうか。

(横道会長)

私からですが、資料6「市町村のアンケート結果」の2ページについて、「合併の必要性」に関するアンケートということで、特に未合併の市町村ですが、時期はともかくとして合併の必要を感じていないという回答が2割弱で、約4割が必要性を感じており、残りの4割が未定という状況を踏まえすと、合併新法の期限も見据えながらということになりますが、改めて各市町村においても一度合併について検討してみることも重要ではないかと思っております。またそのきっかけづくりということも必要なのではないかと、そういう意味でこの審議会の役割も非常に重いなど改めて思っている次第であります。

そこで次回、第3回審議会ですが、論点を整理したうえで、市町村の望ましい姿、それから諸課題を解決するための手法としての市町村合併の必要性、さらには合併を志す市町村に対する県の支援方策などについて審議を行ってまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

他によろしいですか。よろしければ時間も予定の16時を過ぎておりますので本日の審議はこれで終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。

(田中 市町村課企画幹)

どうもありがとうございました。

次回の第3回審議会ですが、すでに日程の調整をさせていただいておりますけれども、10月17日(水)午後2時からということで予定させていただいております。大変お忙しいところ恐縮でございますがよろしくお願いいたします。また変更があるようでしたら個々にご連絡させていただきます。

それでは大変長時間になりましたが以上をもちまして第2回の審議会を閉会させていただきます。

誠にありがとうございました。